

下請債権保全支援事業の期間延長等について（ご案内）

- 国交省の建設業向け金融支援事業「下請債権保全支援事業」が、平成32年3月末（2020年3月末）まで延長されました。
- 国からの保証料助成（保証料の3分の1：年率1.5%上限）は変更ございません。

<事業期間の延長内容>

【H30年度】平成30年4月1日～平成31年3月31日



【H31年度】平成31年4月1日～平成32年3月31日
（2019年4月1日～2020年3月31日）

【お問い合わせ先】



(株)建設総合サービス 金融事業部

TEL:06(6543)2848 FAX:06(6543)2849